

事務事業番号 10602450102

事務事業名	監査委員監査事務		
事業開始年度	1947(S22)年度	担当部署	監査委員事務局

根拠法令	地方自治法第199条等
実施方法	☒ 直営 ☐ 委託又は指定管理(委託先又は指定管理者:)
	☐ その他()
目的 (何のために)	市の財務に関する事務の執行や経営にかかる事業の管理、一般行政事務の執行等について、公正で効率的な執行であるか等、監査委員の監査により、適正な事務執行の確保を図ることを目的とする。
対象 (誰・何を対象に)	市の機関及び財政援助団体(市が財政的援助を与えている団体、出資・支払保証団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせているものをいう。)
事業内容	次の監査を実施する。 ・定期監査(地方自治法199条4項) ・随時監査(財政援助団体等監査、これに伴う所管部署監査及び工事監査、地方自治法199条5項・7項) ・例月現金出納検査(地方自治法235条の2第1項) ・住民監査請求監査(地方自治法233条2項)
類似事業	
事業の必要性	地方自治法等の規定により実施が義務付けられている。

コ ス ト													
		H23年度決算				H24年度決算				H25年度当初予算			
		従事職員数		概算人件費		従事職員数		概算人件費		従事職員数		概算人件費	
	正職員	4.00	人	32,360	千円	4.00	人	32,000	千円	4.00	人	31,624	千円
	再任用職員		人	0	千円		人	0	千円		人	0	千円
	非常勤職員等	1.67	人	2,322	千円	1.67	人	2,322	千円	1.67	人	2,322	千円
	人件費計(A)	34,682			千円	34,322			千円	33,946			千円
直接経費(B)		85			千円	57			千円	106			千円
総事業費(A+B)		34,767			千円	34,379			千円	34,052			千円

財源内訳					
	H23年度決算		H24年度決算		H25年度当初予算
国庫支出金		千円		千円	千円
府支出金		千円		千円	千円
受益者負担 (使用料等)		千円		千円	千円
その他		千円		千円	千円
一般財源	34,767	千円	34,379	千円	34,052 千円

平成24年度 事業費の主な内訳 (人件費除く)	内 容	金 額
	工事技術調査業務委託料	57 千円
		千円
		千円

事務事業名	監査委員監査事務		
事業開始年度	1947(S22)年度	担当部署	監査委員事務局

	活動指標もしくは成果指標	単位	H23年度	H24年度	H25年度(見込み)
活動実績	① 監査委員会議の開催回数	回	18	19	19
	②				
	③				
単位当たりコスト (総事業費/活動指標)	① 総事業費／監査委員会議の開催回数	千円	1,932	1,809	1,812
	②				
	③				
成果目標 (目標とする成果)	法令により定められた権限に基づいて、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理又は市の事務の執行について監査等を実施し、その結果に関する報告を決定し、これを議会及び市長等に提出し、公表する。				
比較参考値 (他自治体での事業の例など)	地方自治法等の規定に基づく事務であり、同規模の地方自治体においては概ね同様の事務を行っている。ただし、本市が工事監査の技術的調査及び審査事務を外部の技術士に委託しているのと同様に委託を行っている事例はある。				
特記事項	監査委員会議は、以下のように開催されている。 定期監査/財政援助団体等監査・・・全員協議(事務局からの報告)→関係部聴取会→講評 ※教育機関定期監査については、委員実査→全員協議→講評 工事監査・・・委員実査(委託技術士からの報告)→全員協議→講評 例月現金出納検査・・・毎月実施 住民監査請求監査・・・必要の都度 概要説明・受理の決定→請求人陳述会→関係職員聴取会→全員協議				
一次点検における事業の今後の方向性及び具体的な今後の取り組み方策 (平成24年度)	現状のまま継続	法準拠性監査、財務監査、業務の効率性・有効性の監査等、質の高い監査委員の監査を実施する。			
一次評価結果 (平成24年度)	・委託あるいは大阪府など他事例を検討し事業経費削減が可能では				
二次点検における事業の今後の方向性及び具体的な今後の取り組み方策	現状のまま継続	現在、国において地方公共団体の監査制度の見直しを含めた議論が行われている。 その中では、地方公共団体の内部統制機能の強化と関連付けて、現行の監査制度の問題点やあり方について議論されており、今後も引き続き地方制度調査会等の議論を注視していく必要がある。 なお、大阪府における委託の例は、事務局の担当職員レベルで行っている業務の一部を監査法人に担当させるもので、監査プロセスにおける監査委員や事務局幹部職員の関与等には変わりはない。この意味で、監査結果まで全て任せる外部監査とは異なっている。 また、委託による費用対効果についても、事務局体制の規模が異なる本市では、大阪府ほどの効果が得られるかは疑問である。(事務局体制 大阪府 40人枚方市 8人) 今後、国における監査委員制度の見直しの動向を注視していく。			